

モビリティ人材育成業務委託契約候補者選定審査会審査基準

モビリティ人材育成業務委託における契約候補者の選定に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

- (1) 市職員で構成する審査会において、審査を行う。
- (2) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点を競う「公募型プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書受付時に熊本市都市建設局交通政策部地域交通支援課（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合には、提案を無効として、その提案書は審査から除外する。
- (2) 審査員は提案書の記載内容を確認する。
- (3) 審査会にて提案者からのヒアリングを実施する。
- (4) 審査員は、「3 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (5) 事務局は、(4)において、委員が評価した点数の合計点を提案者の得点とする。

3 審査項目

別紙「審査項目」参照

4 契約候補者の選定

- (1) 審査の結果、各審査員の得点の合計が最も高い提案者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として選定する。
- (2) 複数の提案者が同点の場合には、審査項目「提案に対する評価（人材育成の方針・方法）」の点数が高い者を上位とする。「提案に対する評価（人材育成の方針・方法）」の点数も同じ場合は、くじにより契約候補者を選定する。
- (3) いずれの提案も合計得点が満点の6割未満の場合には、要求する水準に満たないものとして契約候補者の選定に至らないものとする。
- (4) 提案者が一者の場合は、合計得点が満点の6割以上であれば、契約候補者として選定するものとする。

(別紙) 審査項目

審査項目		審査内容	審査基準		配点
基本的事項	業務理解度	業務の目的及び理解度が高い場合に優位に評価する。	特に優れている	10点	40点 (10点×4人)
			優れている	8点	
			普通	6点	
			やや劣っている	4点	
			劣っている	2点	
提案に対する評価	業務実施体制	交通データ分析（バス・コミュニティ交通）、シミュレーション及び講義・ワークショップの実施に関し、実施体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。	特に優れている	15点	60点 (15点×4人)
			優れている	12点	
			普通	9点	
			やや劣っている	6点	
			劣っている	3点	
	スケジュール	業務実施のスケジュールが効果的に実施可能なものになっている場合に優位に評価する。	特に優れている	15点	60点 (15点×4人)
			優れている	12点	
			普通	9点	
			やや劣っている	6点	
			劣っている	3点	
	分析、シミュレーション	本市公共交通の現状及び将来像を把握し適切な導入基準等を明らかにできる、運行状況等のデータを活用した高度な分析やシミュレーション等が実施可能な場合に優位に評価する。	特に優れている	30点	120点 (30点×4人)
			優れている	24点	
			普通	18点	
			やや劣っている	12点	
			劣っている	6点	
	人材育成の方針・方法	育成する人材像について、持続可能な将来のコミュニティ交通のあり方を示すために必要な視点や考え方などが的確であり、本業務実施後においてもモビリティ人材の育成が組織的に継続できる工夫がなされている場合に優位に評価する	特に優れている	30点	120点 (30点×4人)
			優れている	24点	
			普通	18点	
			やや劣っている	12点	
			劣っている	6点	
合計					400点 (100点×4人)